

【別紙】

○ 農林漁業セーフティネット資金実施要綱（平成19年3月30日付け18経営第7581号農林水産事務次官依命通知）の一部改正新旧対照表
 （下線部分は改正部分）

改正後	現 行
<p>第2 資金の内容</p> <p>本資金の内容については、株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号。以下「法」という。）別表第4第1号の3、別表第4第1号の7及び別表第4第1号の10並びに平成20年9月30日財務省・農林水産省告示第36号（株式会社日本政策金融公庫法別表第1第8号の下欄に掲げる資金を指定する等の件）の第4号、第5号、第7号及び第17号に定めるもののほか、この要綱に定める事項に即して株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）が定めるところによるものとする。</p> <p>1 貸付金の使途</p> <p>第3に規定する経営安定計画に基づいて農林漁業経営の安定を図るのに必要な資金であって、次に掲げるもの</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 社会的又は経済的環境の変化その他の農林漁業者の責めに帰すことができない事由により次に掲げるいずれかの経営状況（取引状況を含む。）になっている場合（①から⑨までに掲げる場合にあつては、中長期的にみて、業況が回復し、かつ、発展することが見込まれる場合に限る。）に、農林漁業経営の維持安定に必要な資金（⑥に掲げる場合にあつては新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第2条の期間に貸付けの決定を行ったものに限る。）</p> <p>①～⑪ (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 貸付限度額</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 次のいずれかに該当する者に対する貸付限度額については、既往の貸付残高と通算して1,200万円（ただし、農林漁業経営の規模等から貸付限度額の引上げが必要であると認められる場合（簿記記帳を行っているものに限る。）にあつては、年間経営費の12分の12に相当する額又は粗収益の12分の12に相当する額のいずれか低い額とすることができる。）。</p> <p>①～③ (略)</p>	<p>第2 資金の内容</p> <p>本資金の内容については、株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号。以下「法」という。）別表第4第1号の3、別表第4第1号の7及び別表第4第1号の10並びに平成20年9月30日財務省・農林水産省告示第36号（株式会社日本政策金融公庫法別表第1第8号の下欄に掲げる資金を指定する等の件）の第4号、第5号、第7号及び第17号に定めるもののほか、この要綱に定める事項に即して株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）が定めるところによるものとする。</p> <p>1 貸付金の使途</p> <p>第3に規定する経営安定計画に基づいて農林漁業経営の安定を図るのに必要な資金であって、次に掲げるもの</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 社会的又は経済的環境の変化その他の農林漁業者の責めに帰すことができない事由により次に掲げるいずれかの経営状況（取引状況を含む。）になっている場合（①から⑨までに掲げる場合にあつては、中長期的にみて、業況が回復し、かつ、発展することが見込まれる場合に限る。）に、農林漁業経営の維持安定に必要な資金（<u>令和2年3月31日までの間</u>（⑥に掲げる場合にあつては新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第2条の期間）に貸付けの決定を行ったものに限る。）</p> <p>①～⑪ (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 貸付限度額</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 次のいずれかに該当する者に対する貸付限度額については、既往の貸付残高と通算して1,200万円（ただし、農林漁業経営の規模等から貸付限度額の引上げが必要であると認められる場合（簿記記帳を行っているものに限る。）にあつては、年間経営費の12分の12に相当する額又は粗収益の12分の12に相当する額のいずれか低い額とすることができる。）。</p> <p>①～③ (略)</p>

(削る)

(削る)

- ④ 主要な事業用資産について、令和元年10月10日から同月13日までの間の令和元年台風第19号（以下「令和元年台風第19号」という。）により浸水、流失、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けた者
- ⑤ 令和元年台風第19号による集出荷施設、出荷先又は資材供給元の被災等により生産・出荷中止等となった者
- ⑥ 新型コロナウイルス感染症により経営の維持安定が困難となった者
- なお、本特例の適用は、①から⑤までについては令和3年3月31日までの間、⑥については新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令第2条の期間に貸付けの決定を行ったものに限る。

4 (略)

5 償還（据置）期限

償還期限10年以内（うち据置期間3年以内）

ただし、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第121条第1項の規定に基づき、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令（平成23年政令第132号）第12条第1項に定める者にあつては、償還期限13年以内（うち据置期間6年以内）とする（令和3年3月31日までの間に貸付けの決定を行ったものに限る。）。

④ 主要な事業用資産について、平成30年6月28日から平成30年7月8日までの間の豪雨及び暴風雨（以下「平成30年7月豪雨」という。）により浸水、流失、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けた者

⑤ 平成30年7月豪雨による集出荷施設、出荷先又は資材供給元の被災等により生産・出荷中止等となった者

⑥ 主要な事業用資産について、令和元年10月10日から令和元年10月13日までの間の令和元年台風第19号（以下「令和元年台風第19号」という。）により浸水、流失、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けた者

⑦ 令和元年台風第19号による集出荷施設、出荷先又は資材供給元の被災等により生産・出荷中止等となった者

⑧ 新型コロナウイルス感染症により経営の維持安定が困難となった者

なお、本特例の適用は、①から⑤までについては令和2年3月31日まで、⑥及び⑦については令和3年3月31日までの間、⑧については新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令第2条の期間に貸付けの決定を行ったものに限る。

4 (略)

5 償還（据置）期限

償還期限10年以内（うち据置期間3年以内）

ただし、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第121条第1項の規定に基づき、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令（平成23年政令第132号）第12条第1項に定める者にあつては、償還期限13年以内（うち据置期間6年以内）とする。

なお、本特例の適用は、令和2年3月31日までの間に貸付けの決定を行ったものに限る。

別紙参考様式〔個人・法人共通〕

被災証明書
(農林漁業用)

令和 年 月 日

(略)

※ 被災した生産物・業務用施設・業務用機械等について、それぞれの被害状況(暴風雨による生産物の落下、地震による業務用施設の倒壊・業務用機械の破損等)を簡潔に記入して下さい。

上記の災害による被害については、事実と相違ないことを証明する。

令和 年 月 日

〇〇〇〇〇市町村長 印

別紙様式〔個人・法人共通〕

罹災証明書

令和 年 月 日

(略)

※ 被災した生産物・業務用施設・業務用機械等について、それぞれの被害状況を簡潔に記入して下さい。

上記の災害による被害については、事実と相違ないことを証明する。

令和 年 月 日

〇〇〇〇〇市町村長 印

附 則 (令和2年3月30日付け元経営第3160号)
この通知は、令和2年4月1日から施行する。